

の体制・機能の充実を求める意見書(長野県伊那市議会(第三八〇二二号))
住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書(高知県南国市議会(第三八〇三三号))
住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制機能の充実を求める意見書(沖縄県渡嘉敷村議会(第三八〇四四号))
大規模自然災害など緊急事態において、必要な措置を講じることを求める意見書(埼玉県川口市議会(第三八〇五五号))
大規模災害等の緊急事態に迅速かつ適切に対応する包括的な法整備を求める意見書(東京都東久留米市議会(第三八〇六六号))
地方の自主性と自立性が確保された形での国出先機関の事務等の早期移譲を求める意見書(兵庫県議会(第三八〇七七号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道名寄市議会(第三八〇八八号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道黒松内町議会(第三八〇九九号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道倶知安町議会(第三八一〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇一〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇二〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇三〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇四〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇五〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇六〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇七〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇八〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇九〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇一〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇二〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇三〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇四〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇五〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇六〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇七〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇八〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇九〇〇号))
T P P 交渉参加にむけての協議からの撤退を求める意見書(北海道余市町議会(第三八一〇一〇〇〇号))

を求める意見書(福岡県うきは市議会(第三八一六六号))
T P P (環太平洋連携協定) についての関係国との協議に関する意見書(熊本県西原村議会(第三八一一七号))
T P P (環太平洋経済連携協定) についての関係国との協議に関する意見書(熊本県水川町議会(第三八一一八号))
T P P 交渉参加に断固反対する意見書(宮崎県高千穂町議会(第三八一九九号))
防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書(富山県滑川市議会(第三八二〇〇号))
無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書(京都府亀岡市議会(第三八二二二号))
無免許運転に対し抑止効果のある法改正を求める意見書(広島県府中町議会(第三八二二二二号))
本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)(参議院送付)
○荒井委員長 これより会議を開きます。
理事辞任についてお諮りいたします。
理事福島伸亨君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
ただいまの理事辞任及び委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、去る六日の議院運営委員会に

おける理事の各会派割当基準の変更に基づいて選任することとし、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、理事に
湯原 俊二君 及び 古賀 敬章君
を指名いたします。
○荒井委員長 内閣提出、参議院送付、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。松原国家公安委員会委員長。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○松原国務大臣 ただいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
この法律案は、最近における暴力団をめぐり情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差しとめを請求するため、その制度を導入するほか、暴力的要求行為及び暴力的要求行為の規制等を強化すること等をその内容としております。
以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。
第一は、市民生活に対する危険を防止するため、その一は、指定暴力団等の相互間に対立抗争が

発生した場合において、人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為が行われ、かつ、さらに同様の暴力行為が行われるおそれがある場合に、都道府県公安委員会がその指定暴力団等と特定抗争指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において暴力団の事務所を新たに設置すること等を罰則による処罰の対象とするものであります。
その二は、指定暴力団等の指定暴力団員が暴力的要求行為等に関連して人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為を行い、かつ、さらに反復して同様の暴力行為を行うおそれがある場合に、都道府県公安委員会がその指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において行う暴力的要求行為等を罰則による処罰の対象とするものであります。
第二は、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差しとめ請求制度の導入についてであります。
これは、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、裁判上または裁判外において、自己の名をもつて当該事務所の使用等の差しとめを請求することができることとするものであります。
第三は、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等についてであります。
その一は、指定暴力団員が金融商品取引業者等一定の事業者に対して行う不当な取引の要求等を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、国等が行う公共工事の契約または入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約または入札全般にその対象を拡大するものであります。
その二は、指定暴力団員が準暴力的要求行為を助けることを禁止するとともに、準暴力的要求行為を行うことが禁止される者として、指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で指定暴力団

員でなくなった日から五年を経過しない者等を追加するものであります。

その三は、指定暴力団員が縄張り内で営業を営む者のために用心棒の役務を提供すること等を禁止し、都道府県公安委員会が当該行為の中止または防止のための命令をすることができるとするものであります。

その四は、暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化するものであります。

第四は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備についてであります。

これは、国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようするための措置を講ずるとともに、事業者は、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととするものであります。

なお、この法律の施行日は、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差しとめ請求制度の導入については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、それ以外の規定については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○荒井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○荒井委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長栗生俊一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○荒井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森山浩行君。

○森山浩行委員 おはようございます。民主党の森山浩行でございます。

今回の暴対法の改正、市民の安全をしっかりと守っていくために速やかに成立をさせ、そして施行していただきたい、こんな思いでおります。

私自身も、関西テレビというテレビ局で記者をしております。当時、組長が暗殺をされるとい

う事件のときに、流れ弾で歯医者さんがお亡くなりになる、このような現場にも立ち会ったことがあります。市民の安全をしっかりと守っていくために、また、最近では九州で非常に大きな抗争が起こっております。ロケットランチャーが見つかった、これは誰の持ち物かわからないというような話もありますけれども、こういうことも含めて、体感治安、また安心、安全、こういうことを守っていくための大事な法律であるというふうに感じております。

幾つか確認をさせていただきたいんですけれども、今回の改正法が成立をした場合、不当な要求を受け入れさせるために事業者が暴力行為を行ういわゆる危険な指定暴力団が危険指定暴力団という指定になる。そして、法第九条に規定する暴力的要求行為、これが直罰化をされる、いわゆる中止命令ではなくて直接罰することができるようになるということでございます。

規制が強化されるということでありまして、これは、今こういうことが起こっているから法律を改正しなければいけないということだと思

うんですね。ということは、改正が成ったときに、今、あるいはちょっと前でもいいです、この法の施行前の暴力行為ということであっても危険指定にはなるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

○栗生政府参考人 お答え申し上げます。

特定危険指定暴力団の指定をするためには、その構成員が暴力的要求行為等に関連いたしまして凶器を使用した危険な暴力行為を行い、かつ、同一の指定暴力団に所属する構成員がさらに反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認められることが必要であります。

ここで求められますのは、特定危険指定暴力団の指定の段階において、それ以前に、先ほど申し上げたような危険な暴力行為が行われたことでありまして、お尋ねの改正前の暴力行為も含まれるものであります。

○森山浩行委員 ありがとうございます。

直接その行為を罰するという遡及法ではないということですから、しっかりと指定をしていただく、危険が続くという形をお願いをしたいと思いま

す。また、「凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為」という記述が入ります。直接危害ということになると、昼間に店に入っていくってパンパンと拳銃を撃つ、これは当然入るわけですけども、夜中、店が閉まっているというようにときに店に向かって拳銃を撃つ、この跡が残っている、こういう場合もこの危険行為に入るといふふうに思っております。よろしいでしょうか。

○栗生政府参考人 御指摘の「人の生命又は身体に重大な危害を加える方法」とは、その危害が発生する可能性が相当程度認められる危険な方法というものと考えております。ここで問題としておりますのはあくまでも暴力行為の方法でありま

す。例えば拳銃の発射というように現に危険性の高い方法が用いられている以上、危害行為が行われた時点における他の事情で生命身体への危害が結果的に発生しなかったとしても、その方法の危険性は認められると考えております。

御指摘の、夜間の店舗に対して拳銃を発砲したといった事案につきましては、拳銃の発砲という方法自体が一般的に極めて危険なものでありまして、その店舗に従業員等がいる可能性もあること

から、「人の生命又は身体に重大な危害を加える方法」の要件に該当し得ると考えられます。

なお、この要件の認定は、暴力行為が行われた時点におけるその方法の危険性を客観的に判断するものであり、人に危害を加えることについての行為者の認識が必要となるものではございません。

○森山浩行委員 ありがとうございます。おどし方というのもしろいろありますので、いまいからといって危険ではないということではない、ここを確認させていただきました。

さらに、暴力的要求行為ということでもありますけれども、今回また新たな類型が追加をされているわけですけども、これも先ほど同じ、今回の改正施行以前に行われたものであっても、その要求行為に関連して暴力行為が行われたということ、今後まだ続いていくということも含めて、前からの分をつなげていくという認識でよろしいでしょうか。

○栗生政府参考人 お答え申し上げます。

特定危険指定暴力団の指定は、暴力的要求行為等を直罰化することによって暴力的要求行為等に関連する暴力行為を抑止しようとするものでございます。

このような特定危険指定暴力団としての指定につきましましては、当該指定をしようとするその時点において法の定める要件を満たしていれば足りるものでありまして、今回の改正によって追加されますところの暴力的要求行為等についても、暴力行為を行うおそれに係る暴力的要求行為等に該当するものでございます。

○森山浩行委員 ありがとうございます。

そして、もう一つ気になるのが、「更に反復して同様の暴力行為を行うおそれ」という記述があります。「更に反復して」ということを直接言われれば当然ここに当たるわけですけども、隣の家が燃やされている、隣の店が発砲されている、暴力をにおわせるような発言があろうがなか

ろうが、これは危険を感じてと思うんですけれども、反復のおそれというのはどのような要件で考えておられますか。

○栗生政府参考人 まず、お尋ねの「更に反復して同様の暴力行為を行うおそれ」につきましては、人の生命または身体に危害を加える方法による暴力行為が反復して行われるおそれが客観的に認められる必要があります。

危害をほのめかして脅迫するというような場合は「おそれ」に明らかに該当すると考えられますが、一方で、この「おそれ」の認定はこのような場合に限られるのではなく、例えば、指定暴力団の構成員が暴力的要求行為を拒絶した事業者に対して危険な暴力行為を行った場合に、その後で、その指定暴力団の他の構成員がその暴力団の縄張りにおいて暴力的要求行為をまた行ったり、または市民の損害賠償請求などを妨害する行為を行ったりしているようなときにも、同様に、その相手方を暴力行為をもって屈服させる組織の性向が認められ、「更に反復して同様の暴力行為を行うおそれ」を認定し得るものと考えております。

○森山(浩)委員 ぜひ、ほのめかし、脅迫といった形式的なところにとらわれないようにお願いをしたいと思います。

さて、平成四年にこの暴対法というのができたわけですが、施行から二十年たっております。この間、いただいた資料によりますと、九万人余りの暴力団員が七万人余りというところまで減ってきている、あるいは中止命令、これはやってはいけないよというのが三万九千一百一件に上っているということで、顕在化している暴力行為あるいは暴力団員数、こういうものは明らかに減ってきていて、これは効果があるというような形になるんだと思います。

しかし、問題は、顕在化している暴力行為、あるいは暴力団員ですという看板を上げている人、こういう人が減ればいいというものではなくて、潜在化をする、いや、もうやめました、元組員になりました、あるいは、もともと組には入らずに、

しかし組のために働いています、フロント企業と言われるようなものであるとか、こういう部分。潜在化を懸念する、むしろ暴対法ができて潜在化をして、たちが悪くなった、このようなちまたの声も聞かれます。

このような部分に関しては、対処、そもそも見えないんだから対処のしようがないという言い方もしませんが、しかし、実際の暴力を抑えていくという意味では必要かと思えますけれども、これはどのようにお考えでしょうか。

○栗生政府参考人 御指摘のように、近年、暴力団がその組織や活動の実態を隠蔽いたしましたり、構成員も所属する組織との関係を偽装するような状況も認められるところであります。

警察といたしましては、このような暴力団の動向も踏まえまして、やはり実態の解明をまず強化いたしまして、そして取り締まりなどの暴力団の弱体化、壊滅に向けた取り組みを推進しているところでありまして、今後そのようなように努めたいと思っております。

○森山(浩)委員 実感としての潜在化という部分については十分把握ができていないということでもあります。

さらに、外国人犯罪組織、こういうものが入り込んできて、昔は日本人のやくざのいわゆる縄張り、シマであったけれども、外国人たちがばっこして、むしろ手に負えなくなっているんじゃないか、このような声も聞かれます。このような実態についてはどのように。

○栗生政府参考人 外国人犯罪組織につきましては、暴力団組織の縄張り自体を全て奪取するというような状況に至っているとの例は把握しておりませんが、繁華街におきましても資金獲得活動などを外国人犯罪組織が行っておりまして、警察としては、十分な注意を払って組織の実態解明を行うとともに、取り締まりの強化をあわせて進めてまいりたいと思っております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。いわゆるきちつとした組織である暴力団というものを規制すればいいというものではないということでございます。

さらに、今抗争が起っています福岡県の知事からは、暴力団対策について要望がなされておりまして、暴力団のような犯罪組織に対しては、新たな捜査手法の導入も検討されるべきであるというふうに言われております。

例えば潜入捜査であるとか、今は許されていない部分というのがあるかと思えますけれども、何とかこれを取り入れていかなきゃいけないんじゃないでしょうか。

○松原国務大臣 ただいま御指摘がありました捜査手法の高度化については、平成二十二年二月に設けられました国家公安委員会委員長主宰の捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会において、我が国の刑事司法制度全体のあり方を含む広範なテーマについて踏み込んだ議論が行われ、平成二十四年二月、最終報告においてその結果が取りまとめられたところであります。

研究会において、DNA型データベースの拡充、通信傍受の拡大、仮装身分捜査、量刑減免制度、司法取引、刑事免責、証人を保護するための制度等、さまざまな捜査手法について議論がなされました。

研究会で議論された捜査手法については、有効性、相当性を踏まえつつ、警察において取り組みが進められるものはその実現に向け検討を進める所存であります。他方、刑事訴訟法等の改正を要するなど、警察のみの取り組みで実現できないものも多いことから、法務省を初めとする関係省庁と連携しつつ、個々の捜査手法について検討を進める必要があると認識をいたしております。

なお、捜査手法の高度化については、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会においても検討されているところであります。

警察として、これら新たな捜査のあり方についてしっかりと議論をしてまいる所存であります。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

外国人の実態についても十分把握できない、また潜在化する暴力事件についても十分な把握ができないという中で、顕在的な部分はこの法律でしっかりと抑えていけると思いますが、さらに高度な捜査手法を含めて、今後の暴力団対策に向けた大臣の決意をお願いしたいと思います。

○松原国務大臣 今御答弁したように、捜査手法の高度化は、私も九州・福岡にお伺いしたときに知事や市長からも強く要請をされましたし、また、その場の、不安におびえる地域の住民の皆さんもこういったことをおっしゃっていたので、これらぜひ取り組みたいと思います。

改めて言うまでもなく、暴力団は、銃器を使用した対立抗争や事業者に対する襲撃事件を繰り返すなど、平穏な市民生活への脅威となっており、治安上の重要な課題と認識をしております。

警察としては、暴力団の弱体化及び壊滅のため、一つは暴力団犯罪の取り締まりの徹底、もう一つは暴力団対策法の効果的な運用、そして関係者の安全に配慮した暴力団排除活動の推進を柱とする総合的な対策を実施してきたところであります。

今後、これらの取り組みに加え、今回の改正法を成立させていただいた後には、その的確な運用を通じ、弱体化及び壊滅に向けて暴力団を着実に追い詰めていくよう警察を指導してまいりたいと思います。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

ぜひ速やかに成立をさせて、そして頑張ってくださいたいと思います。よろしく願います。

○荒井委員長 次に、平沢勝栄君。

○平沢委員 自由民主党の平沢勝栄でございます。

最初に、松原大臣にお聞きしたいと思うんですが、きょうの報道では、松原大臣が新潟の県会議員とお会いしたときにこういうことを言われた。最近の北朝鮮の人事を見ると、拉致問題で従来と違う対応を示す可能性が極めて高い、こういった趣旨のことを言われたということが出ていますけれども、まず、こういうことを言

われたのか。それで、可能性が極めて高いというの、何か具体的な情報に基づいて言われているのか、それとも期待感を込めて言われているのか、その辺、ちょっとお答えください。

○松原国務大臣 自分が発言した今の発言、それはきのう私が発言したということでしょうか、話として。(平沢委員「お」といじゃないでしょうか。十八日です」と呼ぶ)

どちらにしても、趣旨としては、やはり新しい体制の中で異なった打ち出しをしているのではないかと分析がありまして、そうした中で、その北朝鮮に対する呼びかけを含めてそういったことを私は言ったんだらうというふうに自分では思っております。

○平沢委員 はい、わかりました。

では次に、本論に入りまして、暴対法の一部改正案についてですけれども、外国では暴力団が存在しない国もあるわけで、そういう中で日本は依然として、数は減ったとはいえ、七万だ何だという数があるというのは異常ですよ。

そこで、警察庁にお聞きしたいと思っておりますけれども、海外で暴力団の存在しない国としてはどんな国がありますか。

○栗生政府参考人 お尋ねの件ですが、一言ではなかなか実は申し上げにくいところがございます。

組織犯罪はいろいろな国でございます。しかし、確固とした犯罪組織を対外的にみずから示して存在している国というものは、やはり日本の暴力団が最たるものではないかと思っております。もちろん、欧米にもマフィアなどという犯罪組織がございますけれども、組織を隠蔽化する、そもそも隠蔽化しているということがございますので、やはり日本は特有の状況にあるというふうに考えております。

○平沢委員 私がイギリスにいたとき、イギリスの内務省の関係者は、日本が治安がいいと言つと、とても日本が治安がいいとは理解できない、その理由は三つあると言つたんですよ。

その理由が三つあるというのは何かというのと、一つは、日本の警察官は拳銃を持っている。イギリスの警察官は持っていませんからね。まずそれが一つ。

二番目には、成田空港、要するに、空港の手前で検問所があるんです。世界の空港、私もアイルランドのベルファストなんかに行きましたけれども、ベルファストでも空港の手前に検問所なんてないわけで、検問所がある。これが、日本が治安がいいというのはとても信用できないと。

それから三番目に言っていたのが、この暴力団組織というのはいっぱいありますよ。だけれども、暴力団という、こんな何千人だ何万人だなんという、犯罪を犯す可能性が高い組織、グループが存在するなんというのではないわけなんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、日本の暴力団、これはなぜ存在して、なぜこれを壊滅することがなかなか難しいんでしょうか。

○栗生政府参考人 お答え申し上げます。

まず、存在しているのはなぜなのかという由来みたいなことを簡潔に申し上げますと、暴力団につきましても、もともと、賭博やいわゆるテキ屋の活動を事実上独占して営んできた博徒やテキ屋といった集団が、戦後の混乱期に暴力をもって闇市を支配しようとし、資金獲得活動を行ったのがその由来であるというふうに考えているところでございます。

その後も、山口組などの一部の暴力団が、その威力を背景に各地に進出して、吸収などをしながら勢力を拡大して現在に至っているというところでございます。

それで、なぜなくならないのかという点でございます。

まず、警察は従来から、取り締まりや暴力団排除活動などによりまして暴力団対策を確かに進めてきたわけでありまして、依然として暴力団が壊滅するという状況には至っていないという厳然たる事実がございます、これを重く受けと

めなければいけないと思っております。

背景としましては、捜査体制や捜査手法、関係者からの協力の確保などのさまざまな面での困難もございまして、警察の取り締まりが十全の成果を上げているとは申し上げたい点があるかと思われま。

一方で、国民や事業者の中には、暴力団をあえて利用する人がおられたり、また、暴力団に脅威を感じて、不本意ながらも資金の提供にに応じてしまわれる方もいるという現実もございまして。

最近では若干暴力団の数も減ってきてはいるんですけれども、これは国民の期待に沿うものではないかと思っております。

○平沢委員 暴力団は、市民生活の平穏と安全を脅かす存在なんですよ。その暴力団が町の真ん中に堂々と事務所を構えて活動している、これの方がおかしいじゃないですか。

だから、お聞きしたいんですけれども、暴力団はなぜ非合法化できないんですか。要するに違法、存在自体を違法。今回の法律は、暴力団は存在していいですよ、しかし厳しく規制しますよ、こういうことでしょうか。これを、平成三年の暴対法ができてからずっとやってきたわけでしょう。だから、暴力団の存在自体が違法だということはなぜできないのか、お答えください。

○栗生政府参考人 暴力団の非合法化につきましては、将来的な課題であるとは認識しておりますが、やはり、団体の存在を直接規制することにつきましては、憲法との関連で慎重な検討が必要であるということ、また、現在の暴力団のよう

に極めて大規模な団体を強制的に解散させるような制度の実効性をどう担保していくのかという現実的な点について、十分検討する必要があることなどの問題がございます。

また、団体に対して解散を命じたり団体への加入を処罰したりするためには、その団体が犯罪の実行を目的とすることなどを要件とする必要があらうかと考えられますが、我が国では、そのような目的を立証するために必要な証拠を収集す

るための手段が必ずしも現時点では十分とは言えないという問題もあります。

いずれにいたしましても、我が国における暴力団の実態に鑑みまして、より効果的な対策を講じていくことが重要と考えておりまして、今回は、現在の状況に照らして特に必要性の高い規制の拡充をお願いすることとしたところでございます。

○平沢委員 憲法上問題があるということ、今言われましたけれども、憲法学者の間で、例えば、暴力団の規制自体は憲法上は可能だという学者も大勢おられるんじゃないですか。

○栗生政府参考人 お答えします。

憲法学者の中には、非合法化はあり得る話であるという指摘をされている方ももちろんいらっしゃいます。

○平沢委員 憲法学者の間で、要するに、暴力団の非合法化は憲法違反という方はどのくらいいるんですか。

○栗生政府参考人 お答えします。

ちょっと私、網羅的に把握しているわけではございませんが、一律に非合法化は憲法上問題があるということ、明確に暴力団の問題について論じていらっしゃる方は余りいらっしゃらなかったのではないかなというふうに認識しております。

○平沢委員 ここはぜひ、今後、検討課題ということで言われましたので、検討してもらいたいと思っております。

では、外国の場合、先ほど暴力団と類似する組織としてマフィアとか組織犯罪集団みたいなことを言われましたけれども、外国ではこういったものについて非合法化しているところもあるんじゃないですか。

○栗生政府参考人 若干、外国の法体系と日本の法体系を一律に比較することは難しいのでありますが、あえて申し上げますと、外国の組織犯罪対策法制については、大きく分けて三つぐらいの類型があらうかと思っております。

一つは英国の制度で、組織に対する規制といった概念を使用せずに共謀罪で対処するというもの

二つ目はドイツやフランスの制度でありまして、犯罪を目的としている組織一般への参加を処罰の対象とするものであります。結社を禁止するものといいますが、むしろ、組織一般への参加を処罰するという形になっております。これに類似するものとして、イタリアの制度でありまして、マフィア型結社への参加を処罰の対象とするというものがございます。

第三は米国の制度で、殺人、誘拐、賭博等の行為の反復を通じて個人または集団の活動に参加するなどの行為を加重処罰するものであります。

あえて申し上げますと、いずれも刑事罰的な対処で団体に対して参加することなどを規制しているというふうに言えるかと思います。

○平沢委員　なぜこれを聞いたかという点、暴行法が平成三年にできました。今回、五回、五回の改正なんです。改正に改正に改正をずっと繰り返してきたわけなんです。そして、各都道府県それから一部の市町村では暴力団の排除条例もつくったでしょう。去年の十月で東京と沖縄が条例をつくったから、全国に暴力団排除の条例もできたわけですよ。

ですから、条例はできる。この条例というのは、一般の国民に対して暴力団とのつき合い方について厳しい規制をかけるというものでしょう。今までは暴力団対警察だったものを、暴力団対一般社会という形で厳しい規制をかけていくわけでしょう。これが条例でしょう。

そして、暴力団対策法、平成三年にできて四年施行。それから二十年たった。五回、改正が今回行われるわけですけれども、先ほど質問が出ましたけれども、もともとの目的は、これは暴力団を温存させるといのが目的じゃないでしょう。壊滅するのが目的でしょう。

ところが、平成三年、四年のときに構成員と準構成員を合わせて九万一千人ですか。今は七万数千人。確かに減つたとはいえ、まだ七万数千人もいる。しかも、この改正の間に、この資料を見させる

ていただきますと、暴力団がトータルで、準構成員も合わせると、一時的にふえたり減ったりというようなことを繰り返している。この間の改正というのは、今までの改正というのは効果があつたんですか、なかったんですか。

○粟生政府参考人 お答えいたします。
御指摘のとおり、三年に暴力団対策法が成立し、四年から施行されて、その後、五年、九年、十六年、二十年と四回にわたる改正を重ねております。

それだけの改正の効果につきましては、これは、法の運用以外の警察の捜査による取り締まり、それから暴力団排除、こういったものとあわせて全体で評価すべきものだとは思っております。したがって、それぞれの改正の効果について一概に申し上げることはなかなか難しいんですけども、それぞれの改正によって設けられた規制は着実に地道に運用されてきているのではないかと、してきていると言えるのではないかと、いうふうに私ども自己評価はしております。

その意味では、不当な行為の抑止という意味では一定の効果はあったと思われます。ただし、先生おっしゃるように、結局、壊滅していない、数が減ったとはいえ、依然として相当の規模があるという事実は厳然として認めざるを得ないというふうに思っております。

○平沢委員　警察が一生懸命やっているのはわかりますけれども、何度も言いますけれども、暴対法が施行されて二十年たつて、要するに、依然として、諸外国の關係者からすれば驚きとしか言いようがない七万数千人の暴力団員あるいは構成員がいる。そして、堂々と活動している。それで、その間に今回が五回目になる法改正が行われたわけなんです。

そこでお聞きしたいのは、要するに、暴力団の存在を非合法化するのには憲法上どうのこうのといろいろな意見があるのであれば、改正を、今度五回目、またそのうちやるでしょう、六回目が出てくるんでしょう。改正を小出しにしないで、何で

もつと思いつつてやらないんですか。小出しにやっているんじゃないか。何か今、福岡の方がいろいろ問題がある、だからまたやる、また何かあればまたやるという形で小出しじゃなくて、もつと抜本的にやったらいいんじゃないか。

ちなみに、福岡県の知事、それから北九州の市長、福岡の市長の方々が出した要望書を見たら、何と書いてあるかというと、これは、暴力団は反社会的なテロ集団だ、だから抜本的な、今の、現行の法制度による対応では限界があり、従来の暴力団対策の枠組みを超えた新たな発想での対応が必要であると。抜本的な対策をとってほしいと言っているんです。これは抜本的な対策なんですか。

○粟生政府参考人　今回の法改正の内容であります
すが、かなり大幅な規制の強化をするものだとは
私ども自負はしております。

しかし、先生引用されましたように、現に福岡県の北九州市でありますとか、實際行政に携わっておられる知事、市長の方々から見られると、もともとと抜本的なこととはあるんだろうなというふうに思っておるところではございます。

繰り返しになりますが、今回、特定危険指定暴力団、警戒区域を定めて、一定の行為を直罰にしたりする、特定抗争指定暴力団についても同種の規制をする、かなり踏み込んだ規制をお願いしているところであります。

小出しとおっしゃいますが、やはり日本は、政府で法律を検討させていただく際に、一つ一つ地道に、情勢に応じて、立法事実みたいなものを考へて検討していくというような形をとっております。御指摘は踏まえさせていただきまして、今後考へてまいりたいと思っております。

○平沢委員　取り組みにもうちよつと力を入れてもいいんじゃないかなと思うのは、先ほど条例のことを言いました。今、全国の四十七の都道府県全部で暴力団の排除条例というのができたわけですね。それで、市町村でも持っているところがいっぱいあるということなんですよね。

この条例の内容を見ると、かなり共通点があるんですよ。県の事務事業からの暴力団排除の措置をとるとか、暴力団関連情報の提供、警察による保護措置等の支援実施等々、かなり共通事項があるんですよ。

だったらば、四十七都道府県、各県で条例をつくるんじゃないくて、今、暴対法があるでしょう。それに、各県が条例で盛り込んだような内容は法律でやってもいいんじゃないですか。何で各県の条例に別途任せるんですか。条例のものはむしろ法律で、共通的なところがいいばいあるわけだから、法律でやったらいいんじゃないですか。法律がないから条例をつくったわけでしょう。各県は。なぜ法律ではやらないのか、教えてください。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

この暴力団排除条例は、やはり九州北部の佐賀県、福岡県といった、対立抗争が起こったり、かなり地元密着型の暴力団が活動している、支配しているという地域において、切実な地域の要請にに応じてつくられてきたというのがまず契機であるかと思っています。それが、徐々にそれを見習ったりする県も出てきた、また、その地域の固有な、オリジナリティーの規制をつくるというようなところも出てきたという、ちよつと自然発生、徐々に広がってきたというような形で、確かに共通なものはあるんですけども、やはり条例でありますので、自治の世界の中で、地方自治という中で個々工夫をされたりしていたというのがございます。

共通のものを法律化したらどうかということですが、御指摘のように、昨年十月まで徐々につくられてきましたので、やはりその運用をよく見定めてから、また、それは法律的にはどうするべきなのだろうかということについても考えてまいりたいと思います。

○平沢委員　そこはぜひ検討してもらいたいと思うんです。

今回の法律改正の発端となったのは福岡の問題なんですけれども、二十幾つある指定暴力団の中で、福岡に五ある、そしてその五の中で、道仁

会と九州誠道会が今ドンパチとか対立抗争をやっている。何で福岡はこんなに多いんですか。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

福岡県では、明治の中期ごろから筑豊炭田の石炭を使用した製鉄所が操業を開始してまいりました。北九州地区でありますとか筑豊地区の発展に伴い人口が増加する中で、利権獲得を図って多くのぐれん隊などがあらわれた。また、福岡地区や筑後地区においても、港湾事業、炭鉱事業等が栄え、同様に多くのぐれん隊等があらわれてきた。戦後になりまして、各ぐれん隊などが利権拡大を図って離合集散を繰り返して、先ほど申し上げた四つの地区にそれぞれ勢力を有する工藤会、太州会、福博会、道仁会の四つの暴力団組織が結成され、さらには十八年に九州誠道会が道仁会から分離した。また、広域暴力団の山口組も福岡に進出しているというような状況でございます。

○平沢委員 暴力団は、不法行為をするに当たっては当然、資金源があるから活動できるわけで、それから、武器があるから結局一般市民も含めてみんな脅威を感じているわけなので、それについてちよっとお聞きしたいと思うんです。

まず、資金源。それは犯罪行為はわかります。覚醒剤だ何だといういろいろやっているんでしょう。こういうのをいろいろ取り締まるというのはわかりますけれども、暴力団が企業経営なんかをやっているわけでしょう。こういうのはなぜ禁止できないんですか。

暴力団の存在自体は規制できない、非合法化できない、それは今後の検討課題だというのはわかりましたけれども、暴力団の資金源になることが明らかであると思われるにもかかわらず、暴力団がやっている企業、これは何で認められるんですか。

○栗生政府参考人 先ほど御質問をいただいたことに対するお答えと似てまいりますが、暴力団員の会社経営や暴力団事務所の開設自体を禁止することについては、やはり暴力団を非合法化することが前提となるのではないかと懸念されるわけ

あります。

非合法化が前提になるのではないかとということになりますと、先ほど御答弁申し上げたような点をやはり考えていかなきゃならないということがあろうかと思っています。

○平沢委員 では、大臣です。

要するに、暴力団は、資金源とか武器とかでどんどん締め上げていかなきゃしょうがないでしょう、非合法化できないなら。だったら、暴力団が堂々と資金源を獲得するために、フロント企業とか何か知らないけれども、企業経営している、こんなものを締め上げていったらいいんじゃないですか。暴力団の存在そのものが非合法化については今後の検討課題だと言うなら、それをなぜやらないのか。ちよっと大臣。

○松原国務大臣 平沢委員の御指摘の問題であります。基本的には、暴力団員の会社経営や暴力団事務所の開設を禁止するということに関しては、今、栗生部長から申し上げましたように、非合法化の議論も含まれてくるわけでありまして、しかし、一方において、こういった会社経営や暴力団事務所の開設が結果的に平和な市民生活を含めさまざまな問題を生じる、彼らが非合法な手段で資金を獲得しようとしているというふうなことに關して、今回の改正暴対法はさまざまな規制を設けているというふうに私は承知をしているわけでありまして。

あわせて、この際申し上げたいことは、同時に、私も福岡に行つたときに知事を含め市長からも言われたことは、先ほどから議論がありますように、捜査の手法の拡大もきちとやりながら、暴力団が経営している会社やまた事務所等の活動の中で、さまざまな犯罪性のあるもの、非合法なもの、端緒をつかむことも同時にできるようにしないといけない。

そういった武器を持つことによつて、非合法というのは将来的な議論だという答弁がありました。が、少なくとも現状において、今、平沢議員がおっしゃったようなことをより実現するための実効性

は担保していきたいと思ひます。今回の法改正もその一つでありますし、できれば、そういった意味で、捜査手法の高度化も目指していきたいと思ひつていところであります。

○平沢委員 捜査手法の高度化についてもお聞きしたいと思ひますが、その前に、警察庁、武器について。

武器は、当然、拳銃とか手りゅう弾を福岡では使っているんだろうと思ひますけれども、これはどこの国でつくられたものなんですか。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

ちよっと今手元に網羅的なものはないかもしれませんが、例えば、つい先日、北九州でロケットランチャーが押収されたわけですが、ロケットランチャー様のものが見つかつたんですが、これはロシア製であろうかと思ひます。それから、拳銃、この中には中国製などがあるというふうな状況であります。

○平沢委員 要するに、暴力団は、自分たちが使用する武器を日本国内では入手できないでしょう。外国から持ってくるわけでしょう。そうしたら、日本は島国なんだから、ロケットランチャーにしろ、手りゅう弾にしろ、拳銃にしろ、なぜ水際でもっとしっかり押さえることができないのか。これを押さえれば暴力団は武器はないんです。日本国内ではつくれないんですから、警察庁。

○栗生政府参考人 今先生の御質問を伺いながら、そういえば、平沢大先輩が昔、警察におられたところに、すごい情報を得られて、水際で拳銃の大量押収を行つたというのを思い出しているところでもあります。後輩どもは、今の私どもは、ちよっとそういった情報にぶち当たらないところもございしますけれども、本当に至らないところもありまして、やはり情報収集に本当に力を入れていかないとと思ひつております。

外国機関との協力もしっかりとつていきたいと思ひます。

○平沢委員 今警察庁が言われたのは、フィリピンから三百丁余りの拳銃が着いたものを押収した

ことがあつたんですけれども、コンテナに積まれて入つてきたことがあつたんですけれども、そういった形で入つてきた拳銃とか薬物だ、それ以外の武器だというのがみんな暴力団に流れているわけなんで、そこは、警察庁、税関当局も含めて、外国とも協力してしっかりとつてもらいたいと思ひます。

最後に、先ほど来、捜査の高度化という話が出ていました。通信傍受一つとっても、世界で、暴力団相手に通信傍受ができない国、組織犯罪集団に対して通信傍受ができない国なんというのはないですよ。これは日本だけです。

確かに、今いろいろ質問したけれども、警察はちよっと気の毒なんだ。要するに、諸外国に比べると極めて、法律はこうやってできるけれども、それを実際に使うときに当たつてのいわばいろいろな手段、方法が限られていっているんですよ。

ですから、先ほどちよっと大臣も言われましたけれども、それから前の方も言われましたけれども、通信傍受もそうだし、おとり捜査もそうだし、司法取引もそうだし、DNAのデータベース化もそうだし、もつとも捜査手法の高度化というのは考えていった方がいいんじゃないですか。

これは、法律を整備することも大事だけれども、法律以上に、結局、法律ができたつて、そういう武器を与えられていないから現場では何も効果的に取り締まりができない。

だから、先ほど警察庁からありましたように、二十年前に暴対法ができて、二十年たつてもまだ当初予定していたほどの効果は上がっていないんです。間違いない。それはなぜかというところ、いろいろあるでしょうけれども、一つには何とていっても武器が限られているというのが原因なんで、もう一度、通信傍受も含めて、大臣の決意を教えてください。

○松原国務大臣 今、平沢委員の方から、具体的な捜査手法の高度化の中身についても既に言及がありました。繰り返すことはいませんが、そういったものを少なくとも他の諸外国と比べて同

レベルのものにしない限り、こういった国際時代においてはなかなか、国際的な犯罪もふえてまいります、対応できないだろうと思っております、そのために、私たちはさまざま、また多くの皆様の御了解をいただくべく努力をしてみたいと思っております。

○平沢委員 時間が来たので終わります。ありがとうございます。

○荒井委員長 次に、古賀敬章君。

○古賀敬章委員 国民の生活が第一の古賀敬章でございます。

内閣委員会で初質問でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、北部九州の集中豪雨、亡くなられた皆様方に心からお悔やみと哀悼の意を表したい、そしてまた、被災者の方に心からのお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

先日十八日、災害対策特別委員会の委員派遣で私も現地へ行ってきました。特に大分県は、同じ地域で、七月三日そして十四日と同規模の大変な集中豪雨がありまして、三日の復旧をしておるときにまた同じ地域住民の方が被害に遭われたということ、もう本当に心が折れておられました。

政府においては、ぜひとも激甚災害指定を一日も早く決定いただきますことをまず強く要望して、質問に入りたいと思っております。

まず、私は、先ほど来お話がたくさん出ております、地元が福岡県でございます。指定暴力団が県内に五つ、それに山口組も入り込んでおるといふところでございまして、この暴力団同士による対立抗争、本当に目に余るものがございます、極めて憂慮すべき状況にある、これは皆さん認めていただけたらと思います。

こうした暴力団同士の抗争事件や暴力団によると見られます凶悪犯罪の取り締まりの強化等によってそういった活動を抑止することが、住民の切実なる願いである。

そこで、まず、九州におきまして、九州誠道会

と道仁会の対立抗争や、事業者に対して行われている危険な暴力行為の現状をどう御認識されておりますか。大臣にお伺いしたいと思います。

○松原国務大臣 まず、九州における対立抗争について申し上げます、平成十八年に、福岡県久留米市に本拠を置く道仁会において、三代目組長の継承をめぐる争いから、福岡県大牟田市に本拠を置く九州誠道会が分裂をしました。その後、十九年八月に福岡県内において道仁会会長が射殺されるなど、両組織の対立が激化、また、同年十一月には、佐賀県内の病院において、入院中の男性が九州誠道会の関係者と誤って射殺される事案が発生しました。その後、一時的に抗争は顕在化しなくなりましたが、二十三年に入ってから再燃し、本年六月末までに四十二件の抗争事件が発生し、死者数は一般市民一名を含む十二名、負傷者も十三名に上っております。

警察においては、捜査の徹底を図ることはもとより、市民への危害を防止するため、両団体の本部事務所等に対する使用制限命令を発出するとともに、警戒活動を強化しております。

次に、暴力団によると見られる事業者襲撃などの事案について申し上げます、九州では、平成二十三年から本年六月末まで、二十七件発生しております。なお、全国でこの種事案の発生件数は三十三件であり、その八二％が九州で発生しております。これらの犯行には銃器や手りゅう弾などが用いられており、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている、このように認識をいたしております。

○古賀敬章委員 こうした厳しい暴力団情勢を踏まえた今回の改正案の内容について、お伺いしたいと思っております。

今回の改正で、特定抗争指定暴力団並びに警戒区域というものを指定するというところでございまして、けれども、では、どの団体を特定抗争指定暴力団として指定するのか、部長の方にお伺いをさせていただきます。

○栗生政府参考人 答えします。

まず、本法案が成立した場合ということの前提になるわけでありましても、そのような場合には、施行後の時点における各地における暴力団情勢に応じ、改めて各都道府県公安委員会が判断する事項であります。

あえて申し上げますと、法案の策定に当たりまして想定した団体は、九州で対立抗争を継続している、御指摘の道仁会と九州誠道会でございます。

○古賀敬章委員 では、警戒区域はどのような区域を定めようと思われておられますか。それをお伺いしたいと思います。

○栗生政府参考人 警戒区域は、対立抗争の当事者となつている指定暴力団や、その下部組織の縄張り、事務所、構成員の居宅の所在地等をもとに、危険な抗争行為が発生するおそれのある地域を具体的に設定するものであります。

区域の指定に当たりましては、ちよつと抽象的で恐縮でございますが、例えばA市でありますとか、またB市及びC市D町のように、行政区画表示を用いるなどして適切に特定してまいりたいと思っております。

○古賀敬章委員 それは、当然、県境を越えても行われるということでしょうか。

○栗生政府参考人 そのとおりでございます。

○古賀敬章委員 今回の暴力団対策法、いわゆる対策法と暴力団排除条例の関係はどのように考えたらよろしいか、お知らせください。

○栗生政府参考人 暴力団対策法は、暴力団員によるみかじめ料要求や対立抗争時における事務所使用など、暴力団員の不当な行為を規制することを内容とするものであります。

次に、暴力団排除条例についてであります、各地方公共団体によつてその内容は異なりますが、多くの都道府県では、事業者による暴力団への利益供与行為を禁止するなど、暴力団との関係の遮断を図る事業者の自主的な取り組みを後押しすることによって暴力団排除を推進しようとするものであります、暴力団対策法とは趣旨、目的を異にするというふうに承知しております。

○古賀敬章委員 御説明いただきましたように、暴力団排除条例は事業者等と暴力団との関係の遮断を促すものであるということですが、暴力団排除条例では、暴力団と取引をするだけで処罰される、いわば善意の第三者が暴力団と知らずに取引をしたようなときはどのようなことになるのでしょうか。

○栗生政府参考人 事情を知らずに、ただ暴力団と取引しただけで処罰されるようなことはないと思っております。

○古賀敬章委員 わかりました。ありがとうございます。

今回、都道府県暴力追放運動推進センターというものが財団法人として各都道府県に設立をされておるわけでありましても、このセンターが住民にかつて暴力団事務所の使用差止め請求等の訴訟を起こすことができるという法の仕組みになっております。

財団でございますから、県が恐らく基金等を拠出して設立されておりますけれども、この運営に当たっては寄附金や賛助金を活動資金としているとのことでございますが、訴訟を起こすということになりますと、大変金額も張るようになるわけでございます、国として、警察庁として、この都道府県センターへの財政支援についてどのような考えか、お聞かせください。

○松原国務大臣 都道府県センターへの暴力相談件数は、平成十九年中に一万八千五百一件であったものが、二十三年中は二万一千四百九十九件となつており、四年間で三千四百四十八件、一九％のプラスとなっております。このように都道府県センターの業務は急増している中で、財政状況は、委員御指摘のように厳しい状況にあるものと認識しております。

都道府県センターは公益財団法人でありますから、地方自治体からの補助金や、企業を含めた地域社会から寄附金等の収入をもつて事業に充てており、これらの財政基盤を充実させるために、地方自治体や企業を含む地域社会に都道府県セン

ターの事業に対する御理解をいただくことが重要であると認識しております。

都道府県センターを支援している都道府県警察はもちろん、警察庁においても、都道府県センターの事業の状況や、本改正により導入される事務所使用差しと請求制度の運用状況について積極的に広報を行うなどして、都道府県センターへの支援を充実させるための環境整備に努めるよう、私も督促してまいりたいと思います。

○古賀(敬)委員 ありがとうございます。

いずれにしても、一日も早い本法律の施行が行われますことを要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

○荒井委員長 次に、遠山清彦君。

○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。

私も地元が九州でございます。比例ブロックではございますが、福岡に事務所を置いておまして、あと沖縄と、カバーしてやらせていただいております。

私の前の古賀委員と同様、私は、先週から一週間かけて、大分の竹田、熊本、それから福岡の柳川、みやま、朝倉、また大分の日田と被災地を回ってまいりました。床上浸水と報道されておりますが、今回、特に熊本などは、阿蘇の火山灰が泥になって流れてきまして、私が訪問した家の一軒は、泥が一・五メートルの高さで、家の中が全部埋まっているということですので、床上浸水という表現が適切ではないような被害状況でございますので、ぜひ、内閣の一員として、また松原大臣の御尽力もいただいて、早期の激甚災害の指定、必要な支援をしていただきたいことを御要望申し上げたいと思います。

その上で、今回の暴対法の改正についてでございますけれども、きょうの委員会の質疑でもありましたように、市民に対する危害の防止、それから直罰を含む罰則の引き上げ、また不当な取引要求の規制範囲の拡大等々盛り込まれておりまして、現実には、大臣よく御承知のとおり、私の地元九州、特に福岡あるいは佐賀でございますが、一

般国民が指定暴力団同士の抗争に巻き込まれて命を落としている事件が起こっているということなどに鑑みまして、我が党として賛成の立場でございます。

その上で、何点が確認をさせていただきたいと思っております。

まず、大臣御本人にお伺いをします。今回の改正で、特定抗争指定暴力団の指定と、それから警戒区域を設定するという規定を整備されるということでございますが、その背景と目的につきまして大臣から御答弁をいただければと思います。

〔委員長退席、後藤(祐)委員長代理着席〕

○松原国務大臣 今、遠山委員からの御指摘がありました。

まさに、最近の九州北部における対立抗争は、事務所にどまらず、組員の自宅周辺、路上、住宅街といったさまざまな場所で暴力行為が敢行されており、平成十九年には病院で入院患者が誤って射殺される事件も発生しているなど、市民生活に対する重大な脅威となっております。

私も、福岡に参りまして、本当にそういつたびりりした空気が地域にもあったし、また、子を持つ親の方とも懇親をする機会を得ましたが、子供さんがその後いろいろと精神的にも参っているという話も聞かせてもらったわけでありまして、特定抗争指定暴力団の指定は、このような最近の対立抗争の実態を踏まえ、抗争状態にある指定暴力団の組員に対する規制を強化し、対立抗争による一般市民への危害を未然に防止することにより、その平穏な生活を守ろうとするものであります。

本規定は、対立抗争に伴う暴力行為の抑止に大いに役立つものと考えており、本改正案を武器に、一層強力な暴力団対策を進め、国民の皆様が安心して生活できるよう努力をしてみたい、このように思っております。

○遠山委員 大臣、きょうはこの質問は通知をしておりますし、いたしませんけれども、今お子さんの話をされましたので、私もちょっと危惧し

ているのは、今景気が悪くて不況という状況が長く続く中で、福岡の一部地域の学校等では、一般の企業に就職をしなくても暴力団に行けば稼げるよとか、生活ができるよというような話が生徒の間で公然と語られているというようなことを実は聞いたことがございます。

これは教育現場での話でございますので、国家公安委員長として権限のない世界の話かもしれないが、しかし、暴力団の構成員、準構成員、特に準構成員がふえているという現実を鑑みて、こういうところにも目配りをしながら対処していかないと、なかなか解決が見出せない根深い問題なのかなと思っております。これは指摘だけにとどめさせていただきますと思います。

今回の改正案第十五条その他におきまして、警戒区域における禁止行為が定められております。すなわち、暴力団事務所を新たに設置することや、あるいは、対立する指定暴力団員につきまとい、また、その居宅もしくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくことなどが禁止をされているわけでございます。

そして、これらの禁止行為に違反した場合は、強化された罰則の対象となります。具体的には、三年以下の懲役もしくは五百万円以下の罰金というところでございます。これは直罰規定でございますが、従来よりも実効性を担保しようという政府の強い姿勢がうかがえると評価をいたしているところでございます。

ただ、この改正案が施行された後に起こり得る問題点、懸念が幾つか指摘されております。

まず、先ほども出ましたけれども、警戒区域の広さをどう設定するのかという点について。これは当然、前線の警察部隊の対応能力ともかわつてまいらると思っております。余り広範囲に設定をしても実効性がなくなると思いますが、後でもちよつと聞きますけれども、狭いエリアに絞り込んでしまえばその外は規制対象外ということになるわけでございますが、非常に運用面で難しさがあると思っておりますけれども、警察庁として、この

警戒区域の広さの設定についてはどういう基本的考え方なのか、お伺いをしたいと思います。

○栗生政府参考人 答えたいと思います。

まず、基本的な考え方でありまして、警戒区域は、対立抗争の原因や背景、既に発生した抗争やこれに付随する各種の紛議、トラブル等の発生場所、抗争の当事者となつていられる指定暴力団やその下部組織の縄張り、事務所、構成員の居宅所在地といったような要素を勘案して判断させていただきたいと考えております。

例えばということであえて具体的に申し上げますと、現在、九州で継続している道仁会と九州誠道会の対立抗争事件におきましては、平成十八年の道仁会の後継者争いから九州誠道会が分裂したことが原因であつて、両組織全体が対立抗争の当事者となつておるといふ事実、それから、加えまして、福岡県、佐賀県など県内の複数の市町村において対立抗争に伴う暴力行為が現に行われているというようなこと、こういった実態から、対立抗争に伴う暴力行為を抑止し、市民生活の平穏を図るために、やはり、一市町村の範囲を越える、また県も越えるというような、ある程度広い範囲を警戒区域として設定することが想定されるわけでありまして。

御指摘のように、実務的には、やはり実効性が上がらなければいけませんので、実効性が上がる範囲でなるべく広くというのが市民生活の平穏を守る一番の大事なことではないかと考えております。

○遠山委員 わかりました。

次に、つきまといやうろつきという禁止行為の解釈の幅の問題でございます。

実際に警戒区域の現場で実効性を上げられるかどうかということでございますが、つきまといにつきまといはDVやストーカー規制の関連法で既に規制対象行為になっておりますけれども、暴対法の場合と違うのは、つきまといとされている暴力団員を警察が保護するわけではないということ、が、ストーカーやDVの場合はつきまといとわけてい

る方を保護しますので、そこが違うということ
でございます。

それから、うつつきも、家の周りをうろつくとい
う行為は軽犯罪法で処罰の対象になり得るわけ
ですが、実際には、大臣も御承知のとおり、うつ
つきと普通の散歩と何が違うのかというところは
非常に難しいところでございまして、実際に軽犯
罪法でこういう容疑で捕まる方というのはほとん
どないだろうなというふうに思っております。

そういう意味で、暴対法の中におけるつきま
いとかがうつつきというのとはどういう内容を指すの
か、その点についてもう少し踏み込んだ御説明を
いただければと思います。事務方で結構です。

○栗生政府参考人 お答え申し上げます。

まず、改正案における対立相手の特定抗争指定
暴力団の構成員につきまとうことは、対立相手
の指定暴力団の構成員にしつこく追随することを
いまして、尾行することなどがこれに当たると
考えられます。

また、改正案における居室等の付近をうろつく
ことは、対立相手の指定暴力団と顔を合わせる
こととなるような居室等の周辺区域にとどまるこ
とをいうと考えております。

先ほどDVの関係を引用されましたけれども、
これらの行為は、対立抗争における暴力行為を誘
発する危険な行為という観点からつくられた規制
でございまして、改正法の的確な運用を通じて、
対立抗争に伴う市民に被害を及ぼすような暴力行
為が抑止されるように努めてまいりたいと考えて
おります。

○遠山委員 次に、先ほど来申し上げておりま
すのとおり、今、暴力団員、暴力団の構成員及び準構
成員の数が約七万三千人ということでございま
すが、近年、顕著な傾向は、この暴力団の構成員、
準構成員全体の中での構成割合が、準構成員が三
万七千六百人、構成員が三万二千七百人というこ
とで、準構成員の方が数が多いというのが最近の
傾向だと指摘をされております。

準構成員の定義については、昨年の十二月に改

定をされた組織犯罪対策要綱で若干変更されて、
現在では、暴力団または暴力団員の一定の統制下
にある等の条件が示されているわけでございます。

ただ、私、率直に、この暴対法は暴力団の構
成員だけが対象でございますが、今、準構成員の方
が人数が多いという事態を目の前にして、そうす
ると、今回、暴対法で改正しても、準構成員は対
象にならないということでございますから、これ
は本当に問題の解決になっていくのか。また、警
察の方も非常に難しい面があるかと思いますが、
こういった準構成員の方が構成員よりも多いとい
う現実を踏まえて、警察庁としてどのように対応
されていくのか、御答弁いただきたいと思いま
す。

○栗生政府参考人 構成員と準構成員との数の関
係、先生御指摘のとおりでありまして、私どもも
問題意識を十分に持たせていただいております。

まず、暴力団の周囲にある者の活動実態や暴力
団の関係性が非常に多様化しているという事実が
あるかと思えます。御指摘のとおり、暴力団対
策のために、暴力団対策法の適用もそうでござい
ますが、暴力団対策のための各種施策を効果的に
進めていくためには、暴力団の準構成員を含む周
辺者の実態を的確に把握することが重要でありま
して、あらゆる警察活動を通じて、情報の収集、
実態把握に努めなければならないと考えておりま
す。

また、構成員、準構成員を問わず、特に準構
成員などについてであります。こういった周辺に
ある者を介した、またはその人たちによる暴力団
の違法な資金獲得活動について徹底的な取り締ま
りをしていかなければならないと考えておりま
す。

○遠山委員 この問題は、栗生さんよく御存じの
とおり、非常に難しい面がございまして、国家公
安委員長としても、準構成員がふえているという
ところに着目して、対応すべきところは対応して
いただきたいと要望申し上げたいと思えます。
時間がなくなつてまいりましたので、簡潔に、

大臣にあつて二問伺いたいと思えます。

まず、一問目は、平成十八年からことしまでに、
先ほど来出ております道仁会と九州誠道会の間で
暴力行為を含む事件が四十二件起こっている。死
者が十二名ということでございますが、そのうち
の一名は、先ほど来指摘がありますとおり、平成
十九年十一月に一般市民が暴力団関係者と誤認を
されて射殺された方でございます。まことに痛ま
しい事件として九州では記憶に刻まれているわけ
でございますし、二度とこのような事件があつて
はならないということで今回の改正がなされてい
ると思えます。

ただ、大臣、十分御承知のとおり、今回の改正
でも、このような事件が警戒区域外で起こった場
合には規制の対象外になってしまうという問題が
一つございまして。

それから、言いづらいんですが、検挙率という
ことで申し上げますと、四十二件の事件のうち検
挙された件数がまだ十二件にとどまっている、三
十件は被疑者、容疑者が捕まっていけないというこ
とからいたしますと、そういった面も市民に不安
を与えているところでございまして。

国家公安委員長としての、この二つの問題も踏
まえた御決意を伺いたいと思えます。

（後藤（祐）委員長代理退席、委員長着席）

○松原国務大臣 ただいま委員御指摘の、とりわ
け、四十二件のうち検挙はわずか十二件にとど
まっている、これは、犯人検挙に向けての国民の
強い期待を考えると、この結果は担当大臣として
大変に重く受けとめなければいけないというふう
に思っております。

事件の発生が集中している福岡県警察において
は、全国警察の支援、これは全国から今行つてお
りますから、捜査の徹底を図ることはもとより、
市民への危害を防止するため、両団体の本部事務
所等に対する使用制限命令を发出するとともに、
機動隊等を集中的に投入するなどして警戒活動を
強化しております。

私自身、四月に福岡を訪問し、対立抗争事件が

発生した福岡市において地域住民の方々と直接お
話をいたしました。暴力団の脅威、住民の方々
が事件に巻き込まれることなどの不安等をまさに
実感したところであり、徹底した事件捜査を推進
することはもちろん、事件の統廃を抑制するよう
に万全を期して頑張っていきたい、このように
思っております。

本法案を成立させていただいた際には、対立抗
争の実際の発生場所等を踏まえて的確に警戒区域
を定めるなどして、特定抗争指定暴力団制度を効
果的に運用するとともに、検挙対策の徹底を図る
などして対立抗争を一日も早く終結させるよう、
警察を警励してまいりたいと思えます。

以上です。

○遠山委員 大臣、ぜひ頑張ってください。

最後の質問で、大臣から再びお答えいただきた
いと思えます。

先ほど平沢委員の方からも何度かございま
した。暴力団そのものにかかわる法規制のあり方を
めぐっては、実にさまざまな御意見が国民の間に
あると思っております。

例えば、先ほど平沢委員も御主張になられま
したように、暴力団そのものを非合法化すべしとの
主張がございまして。この主張の立場は、反社会的
な結社をつくることは憲法上の保護を受けないと
いう立場に立つて、暴力団の結成そのものを禁止
することは可能であるというものでございまして。
そういう意見が片方である。

もう一方で、今回の改正も含めて、暴力団への
規制強化に反対をする有識者やジャーナリストの
声明もございまして。ことし一月に発出をされまし
た著名なジャーナリストや作家を含む方々の共同
声明の中では、暴対法が今回のような、この方々
の言葉で言うところ、改悪をされるならば、表現の自
由、報道の自由、通信の自由、結社の自由などの
国民の基本的権利がさらに危機に立つことになる
だろうという主張をしておりますし、暴対法は暴
力団の規制から国民全てを規制する法律として運
用されることになるだろうということで、戦前の

治安維持法を想起したような主張もされているわけでございます。

私も公明党は今回、法改正に賛成をする立場でございますから、当然、今回の法改正がこのような形の国家統制を強めるような趣旨ではない、こういう理解に立っているわけでございますが、いずれにしても、いろいろな御意見が世論にあるということも踏まえまして、今回の改正の真意について大臣に改めて御答弁をいただいて、私の質疑を終わりたいと思います。

○松原国務大臣 今回の暴対法改正案について、表現の自由を規制するものであり、また国民全てを規制することになるものであるといった意見があることは承知をいたしております。今回の改正案は、しかしながら、あくまでも暴力団員による不当な行為を防止するための規制を強化するものであり、表現の自由を規制するものでもなければ、一般市民を規制するものでもありません。

他方、暴力団を非合法化するべきであるという意見があることも承知しておりますが、団体の存在を直接規制することについては、憲法との関連で慎重な検討が必要であること、現在の暴力団のような大規模な団体を強制的に解散させるような制度の実効性をどう担保するかも十分検討する必要がありますことなど、将来的な課題であると認識しております。

また、団体に対して解散を命じたり団体への加入を処罰したりするためには、その団体が犯罪の実行を目的としていることなどを要件とする必要があると考えられますが、我が国では、そのような目的を立証するために必要な証拠の収集のための手段が必ずしも十分とは言えないという問題もありません。

いずれにせよ、我が国における暴力団の実態に応じ、より効果的な対策を講じていくことが重要性の高い規制の拡充をお願いすることとしたものであります。

○遠山委員 終わります。

○荒井委員長 次に、浅尾慶一郎君。

○浅尾委員 みんなの党の浅尾慶一郎です。基本的にはこの法案については賛成でありますので、簡潔に、幾つか確認だけさせていただきたいことを伺ってまいりたいと思います。

特に、きょうの今の質疑の中でもありました、暴力団のありようが変わってきているということを含めて、そもそも論で申し上げますと、先ほどお話がございましたが、構成員が三万二千人ぐらいますか、準構成員が三万数千人ということ、七万人という人数になるんだろーと思っておりますが、むしろ、この法律の中でも少し触れておられるのかもしれないんですが、その外側で、知っていて暴力団を利用するという人、その人たちに對する対策というのが必要なのではないか。あるいは怖いから利用せざるを得ないということもあるのかもしれないんですが、そういったところをなくしていくという限り、暴力団というのはなくならないのではないかなという観点から伺ってまいりたいというふうに思います。

この法の改正案十四条を読み上げますと、「公安委員会は、事業者、これは多分全ての人が入るんでしょ、「事業者を行う者で、使用人その他の従業者（以下この項において「使用人等」という。）を使用するものをいう。」ということですから、必ずしも法人に限らず、事業を行っている者は全て入るといことだと思えますが、「に對し、不当要求（暴力団員によりその事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。以下同じ。）による被害を防止するために必要な、責任者（当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であつて、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。）の選任、不当要求に對する使用人等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。」というふうに書いてあります。

この法第十四条の具体的な中身について、まずお答えいただきたいと思ひます。

○松原国務大臣 暴対法第十四条一項の規定に基づき、公安委員会が行う援助の具体的な中身ということの御質問であります。

これは、実は暴対法施行規則十五条に詳しく規定されておりますが、不当要求による被害防止のために果たすべき事業者の役割についての教示、責任者として選任すべき者の選任方法や選任につき配慮すべき事項についての資料の提供や助言、責任者講習の実施についての教示、暴力団や暴力団員の活動や不当要求の実態についての教示、不当要求への対応の心構え、対応方法等についての資料の提供や助言、不当要求を受けた場合の警察等への連絡の方法、事業者や責任者が業種、地域ごとに連携して組織的活動を行うことについての指導助言等の種々の援助措置が各都道府県警察において実施されるということであります。

○浅尾委員 この事業者というのは、今、定義の中で「事業を行う者」というふうになっておりますけれども、この事業者というのは、法人、いわゆる公益法人も含めて、あるいは独法等も含めて入るのかどうか、その点を確認させていただきたいと思ひます。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

法人格を有している場合、それから自然人である場合も含めて、事業を行う方々全てが入っているということでございます。

○浅尾委員 ということは、行政の外郭団体であるようなものも入るといふ理解でよろしいですか。

○栗生政府参考人 そのとおりでございます。

○浅尾委員 では、次の質問に移りますが、同じく改正案の第三十二条の二に、「事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。」ということであります。

特に後段、第十四条第一項に規定する措置以外に、不当な利益を得させることがないように努めなければならないということ想定されております具体的な中身について、お答えいただきたいと思ひます。

○松原国務大臣 暴力団員の不当要求による被害の実態を見ると、事業者の中には、暴力団の要求に応じることが本意ではなく、適切な対応方法がわからなかったり、それが従業員に十分に周知されていなかったりするなどにより、結果的に暴力団の介入を許す結果を招いている例があります。本規定は、事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない旨を明記することにより、暴力団の不当要求に對する事業者の取り組みを促すとともに、不当要求を拒絶する法的根拠を設けることでその対応を後押しし、暴力団の不当要求の抑止につなげようとするものであります。

また、本規定の「不当な利益を得させる」とは、正当な理由のない利益を得させること、すなわち、相手方が暴力団員であることを理由として、通常の一般人を相手方とする場合に行わないような金品等の贈与を行うことをいい、具体的には、暴力団員による不当要求に安易に応じてみかじめ料を支払ったり、通常を上回る価格で物品等を購入したりすること、何らかの見返りを期待するなどして暴力団員に對して進んでみかじめ料を支払ったり、通常を上回る価格で物品等を購入したりすることがこれに当たると考えます。

このように、本規定はあくまでも事業者の方々に自主的に取り組んでいただく努力義務を定めたものであり、何が暴力団員に不当な利益を得させる行為なのかについては、各事業者において社会通念に従って適切に判断されるものと考えております。

○浅尾委員 各事業者において社会通念に従ってということですが、中には、今までもずっとこの値段でこういうものを買っていた、ただ、ほかから買ったことがないから適当な値段がわから

ないというような場合もあり得るのかなというふうに思います。そういったことについての対応というのは、一つは、基本的に暴力団と取引をすることをやめましょうという啓蒙のなかなというふうに思いますし、もう一つは、一般の価格を知らしめるということだと思います。

そういったことについて、もちろん事業者側が努力するのは、あるいは自己責任において判断するというのはよくわかりますが、警察において今申し上げたようなことは何か検討されておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

いい答えになるかどうか、迷うところでありますけれども、やはり暴力団対策法のこの規定は、あくまでも事業者の方々に自主的に取り組んでいただくということが主眼でございまして、私ども警察が具体的にこうあるべきだというふうに適用するという性格のものでもないのではないかなというふうには思っております。

一方で、暴力団排除のための各事業者の団体でございまして、暴力団排除のための協議会みたいなものもございまして、そういった方々と私ども都道府県警察で連絡をとったり意見交換をしたりする場がございまして、こういう場を利用して、事業者の方々の取り組みというものについて御相談を受けさせていただくというようなことを努力したいと思っております。

○浅尾委員 なかなか難しいところもあるのかなというふうには思いますけれども、せっかく事業者に努力規定を入れたということでありまして、その努力の中身は自分で考えてくださいということだと、それに対応できるだけの体力がある大企業は当然もう既に対応しているでしょうし、こういった規定がある中で、もし不当な利得を得ていたなら、それこそ株主代表訴訟等にさらされるでしょうけれども、そういった対応をできるだけの体力がないところがむしろ、何か暴力団の餌食になっているところの方が多いいのではないかなというふうに思いますので、せっかく規定を

入れられたのであれば、何らかの努力規定をサポートするような方向での行政指導をしていただき、あるいは指針を示していただきたいと思います。ですが、大臣、その点についてどのように考えられるか、伺えればと思います。

○松原国務大臣 委員御指摘の部分は極めて重要なところだろうと思っております。やはりそういった根拠が明快であるということも一方において必要なことかなとは思いますが、このような事業者が自発的に暴力団排除活動の促進を図るため、少なくとも、必要に応じて情報の提供等の支援を行うという中に、今御指摘の指針という名称までいけるかどうかは別にして、そういったもの内容的には含むことになろうか、このように認識をいたしております。

○浅尾委員 確認すべきことが終わりましたので、時間前ですと終わります。

○荒井委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

暴力団対策法の改正案について質問をいたします。

今回の暴力団対策法の改正の大きな柱の一つは、暴力団の対立抗争によって市民に危害が及ぶことの防止と、暴力団からの不当要求を拒否した市民に対する危害の防止であります。暴力団の対立抗争では、市民を不安に陥れるだけでなく、市民が暴力団関係者と誤認されて射殺されるような重大な事件も発生しております。

そこでお尋ねしますが、九州の二つの暴力団の抗争事件の経緯と現状について御説明いただけますか。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

対立抗争の契機であります、平成十八年に、福岡県久留米市に本拠を置く道仁会におきまして、三代目の組長の継承をめぐる争いから、福岡県大牟田市に本拠を置く九州誠道会が分裂いたしました。その後、翌年、十九年の八月には福岡県内において道仁会会長が射殺されるなど、両組織の対立が激化いたしました。また、同年十一月に

は、佐賀県内の病院において、先ほど大臣が申し上げた、入院中の男性が誤って射殺されるという事案も発生いたしました。

その後、一時的に抗争が鎮静化したしましたが、二十三年に入りまして抗争が再燃いたしました。本年六月末までに四十二件の抗争事件が発生し、死者数は一般市民一名を含む十二名、負傷者も十三名に上っております。

○塩川委員 この間、二十三年に入ってから以降、四十二件の抗争事件が発生しているということですが、これら抗争事件の検挙状況はどうなっているのかについてお答えください。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

十八年五月以降、本年六月末までに四十二件の抗争事件が発生しておりますが、検挙はこのうちの十二件でございます。

○塩川委員 重大事件であるにもかかわらず、検挙は約三割にとどまっているものであります。

次に、不当要求に伴う市民に対する危害についてお尋ねをいたします。

やはり福岡県などで、建設会社の役員が狙われる事件が続いております。拳銃や手りゅう弾などが使われ、命が奪われている重大な事態であります。そこでお尋ねしますが、このような事業者に対する危険な暴力行為の現状がどうなっているのか、そういう中で九州における発生件数などがどうなっているのか、この点についてお答えをいただけますか。

○栗生政府参考人 暴力団等によると見られる事業者襲撃などの事件は、平成十九年から本年六月末までの間に全国で百五十五件発生しております。警察庁が把握しているものでございますが、この百五十五件のうち七十件、約三分の二が九州で発生しております。

○塩川委員 こういう暴力行為の現状について、十九年以降で百五十五件、そのうち三分の二の七十件が九州ということですが、これら事業者に対する襲撃事件の検挙状況はどのようなようになってお

りますか。

○栗生政府参考人 お答えいたします。

平成十九年から本年六月末までの間に発生した事業者襲撃事件の百五十五件のうち、検挙に至ったものは二十八件でございます。

申しわけございませんが、九州における内数というのはいまちょっと手元にございません。

○塩川委員 直近の、二十三年以降における検挙の件数というのはどのぐらいになりますか。

○栗生政府参考人 失礼いたしました。

二十三年以降であります、九州におきまして二十七件発生しておりますが、検挙は二件でございます。

○塩川委員 事前に聞いた数字とちよつと違うんですけれども、それでよろしいですか。ことしに入ってから数字も含めてですけれども、今のは九州の数字ですか、全国の数字ですか。

○栗生政府参考人 ちよつと説明が上手にできなかったかもしれません。

九州の数字でございまして、二十三年に二十五件、うち二件検挙。平成二十四年の六月までに九州で二件発生、ゼロ件検挙。合計で二十七件。九州で、二十三年以降、二十四年の六月までで二十七件発生して、二件の検挙でございまして。

○塩川委員 わかりました。二十三年以降、直近で見ますと、二十七件、九州で発生をし、うち検挙が二件ということになります。

まさに市民を襲うようなこういう暴力団関係者による事件が起こっている中で、検挙がほとんど行われていないという状況について、市民の中の不安の声というのもし少なくないというふうに思います。

そこで、大臣にお尋ねします。

まず、検挙が少ないというその辺の評価を聞く前の話として一点お尋ねしたいんですが、こういった市民に対する暴力団の報復行為など重大な事態に対して、今回の暴対法の改正というのが市民を守るという点でどういう効力を発揮することになるのか、その点について、どのような効果を

想定しているのかについてお尋ねをいたします。
○松原国務大臣 今回の法改正は、対立抗争や事業者に対する襲撃事件が発生するなど緊迫した状況のもとで、今委員御指摘の、市民への危害が生ずるおそれがある暴力団員の行為を直罰の対象にするということによって規制の強化を図るものであり、暴力団の危険な活動の抑止に相当の効果を期待しております。

もとより、暴力団の危険な活動を抑止するためには対立抗争や襲撃事件の捜査を徹底することが重要であり、そのための捜査手法の検討が行われているところではありますが、今後、こうした事件の捜査、保護対策といった各種施策と相まって取り組んでいきたいと思っております。

今、検挙のことをおっしゃいましたが、これに關しては、やはりまだ検挙件数、国民の期待を考えると、これは本当に不十分であるという認識を持っておりまして、このことに関して、担当大臣としては重く受けとめているところであります。
○塩川委員 不当要求を直罰することで不当要求自体を抑える、そういう抑止効果として、市民への危害を防止するというものであります。

市民の生命が脅かされており、抗争の抑止や市民への危害未然防止を目的とする今回の法改正には賛成であります。こういう抑止効果を最大限働かせるべきであります。

その一方で、市民の生命を脅かしている抗争事件や市民への傷害、殺人、暴力団員によるそれら犯罪行為に対する検挙が進んでおりません。今、大臣からお話がありましたように、検挙件数の現状については不十分であるという認識のお話もありました。これらは、暴力団対策法以前に、犯罪そのものでありますから、今回の暴対法での新しい規制の抑止効果や未然防止効果の運用だけではなくて、犯人の検挙自体にも全力を尽くしていただきたい。この点についての、大臣としての決意を伺わせていただきたい。

○松原国務大臣 もう申し上げましたように、対立抗争や事業者襲撃などの事案の多くが未検挙で

あることは、犯人検挙に対する国民の期待を考えると、担当大臣として重く受けとめているところであります。

特に、これらの犯行は銃器や手りゅう弾等が用いられるなど、地域社会に対する大きな脅威となっておりまして、早期検挙とともに、警戒活動、保護対策等を徹底し、地域住民の不安感を解消する必要があります。

現在、全国警察の支援のもと、福岡県警察を中心にこれらの事件の捜査を強力に推進し、被疑者の検挙に努めているところでありますが、捜査の高度化についてもしっかりと議論を進めるとともに、一日も早い事件の検挙、対立抗争の終結を実現させるよう、警察を督促してまいります。
○塩川委員 徹底的な捜査を尽くして、犯人逮捕に全力を挙げていただきたい。

次に、事業者の責務に関する規定についてお尋ねをいたします。

今回の法改正で、新たに事業者の責務規定が設けられます。三十二条の二で、「事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置」これは、不当要求防止責任者の選任や、不当要求に應對する使用人等の対応方法についての指導その他の措置、これらを「講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない」ということであります。そこで、「事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない」とある「不当な利益」とは何なのか。この点について御説明いただけますか。

○松原国務大臣 暴対法三十二条の二に、「暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない」という、今委員御指摘の「不当な利益を得させる」とは、正当な理由のない利益を得させること、すなわち、相手方が暴力団員であることを理由として、通常の一般人を相手方とする場合には行わないような金品等の贈与を行うことをいい、具体的には、暴力団員による不当

要求に安易に応じてみかじめ料を支払ったり、通常を上回る価格で物品等を購入したりすること、何らかの見返りを期待するなどして暴力団員に対して進んでみかじめ料を支払ったり、通常を上回る価格で物品等を購入したりすることがこれに当たると考えます。

なお、本規定はあくまでも事業者の方々へ自主的に取り組んでいただく努力義務を定めたものであり、何が暴力団員に不当な利益を得させる行為なのかについては、各事業者において社会通念に従って適切に判断されるべきものと考えております。

○塩川委員 不当な利益、みかじめ料の話などがございました。同時に、事業者において社会通念に従って適切に判断されるものという場合についても、やはり事業者側にとってみると、なかなか判断に迷うようなところがあるわけでありまして、そういう点でも、いわば、これは正当な理由によるもの、これは不当な利益、正当な理由のない利益に当たるもの、そういう整理というのを事業者にとってみて見えるような形で行うということも必要なのですから、不当な利益でないというのはどういうものか、その辺についての具体的な事例についてお話しただけませんか。

○松原国務大臣 具体的事例は栗生部長から御説明をさせていただきますが、今委員御指摘の点は、事業者が自発的に行う暴力団排除活動の促進を図るために、必要に応じて警察側が情報の提供等を行って支援をする、その中に、そういったことに関する具体的な説明、解釈等があるというふうに思料しておりますが、ちよつと具体的なことは栗生さんの方がいいと思います。

○栗生政府参考人 お答えいたします。本規定は、あくまでも事業者の方々自主的に取り組んでいただくことを後押しするためにも資するということの努力義務でございます。そのバランスを考えてこの規定の運用を見守らなければいけないと思っております。一つは、余り、こうだこうだ、具体的にこうですというこ

とを官の側が示し過ぎてしましますと、やはり普通に取引をされる方々に非常に面倒をかける、手間がかかるというふうなこともあるかと思ひます。

そういった意味で、社会通念というふうに大臣も申し上げましたけれども、事業者の方々御判断いただく、そういったものをやはり尊重するべきではないかなというふうにも思っているところでもあります。

最後に、やはり事業者の方々の団体もあられます。その方々の暴力団排除につきましても警察と協議する場面もございますので、そういった連絡の場などを生かしながら、その悩みも伺いながら、サポートしてまいりたいと思っております。

○塩川委員 事業者団体などの実情も踏まえた対応ということをお願いするものです。

最後に、暴力団の暴力行為は、この間、まさに市民の生命と生活が脅かされており、こうした事態から市民の生命と生活を守るための対策が不可欠です。その一方で、暴対法の枠組みは警察に次々と新たな権限を付与してきたことも事実であり、その権限が一般の市民に濫用されるようなことがあってはならない、厳格な運用も不可欠であるということ強く指摘して、質問を終わります。

○荒井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○荒井委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○荒井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○荒井委員長 この際、ただいま議決いたしましたし

の契約（以下この条及び第三十二条第一項において「売買等の契約」という。）に係る」に改め、同条第二十二号とし、同条第十五号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条ロ中「含む」の下に「第三十二条第一項第三号において同じ」を加え、同条第二十一号とし、同条中第十四号を第二十号とし、第十三号を第十九号とし、第十二号を第十四号とし、同条の次に次の四号を加える。

十五 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次号において同じ。）に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地（同条第一号に規定する宅地をいう。）若しくは建物（以下この号及び次号において「宅地等」という。）の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をすることを要求すること。

十六 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。

十七 建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。）に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）を行うことを要求すること。

十八 集会施設その他不特定の者が利用する施設であつて、暴力団の示威行事（暴力団が開催する行事であつて、多数の暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者又は付近の住民その他の者に当該暴力団の威力を示すこととなるものをいう。）の用に供されるおそれ大きいものとして国家公安委員会規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず

ず、当該施設を利用させることを要求すること。

第九条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること。

第九条第九号中「に対してその者が拒絶しているにもかかわらず有価証券の信用取引（同法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。）を」その他の金融商品取引行為（同法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下この号において同じ。）に係る業務を営む者に対してその者が拒絶しているにもかかわらず金融商品取引行為」に改め、「その他の有価証券の信用取引」の下に「同法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。」を加え、同条を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の二を第七号とする。

第十二条の三中「対し、」を「対して」に、「又はその」を「若しくはその」に、「又は唆してはならない」を「若しくは唆し、又は人が当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等若しくはその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならない」に改める。

第十二条の四第二項中「要求、依頼又は唆し」を「規定に違反する行為」に改める。

第十二条の五第二項第二号中「当該指定暴力団等の指定暴力団員」を「次のイからハまでのいずれかに掲げる者」に改め、同条に次のように加える。

イ 当該指定暴力団等の指定暴力団員

ロ 前項各号に掲げる者（当該指定暴力団等がそれぞれ当該各号に定める指定暴力団等である場合に限る。）

ハ 当該指定暴力団等の威力を示すことを

常習とする者で前三号のいずれかに該当するもの

第十二条の五第二項中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員に対し、継続的に又は反復して金品等を贈与し、又は貸与している者

第十二条の五第二項に第一号として次の一号を加える。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員でなく、なつた日から五年を経過しない者

第十四条第一項中「この項及び第三十二条の二第二項第七号において」を削る。

第三章の章名中「使用制限」を「使用制限等」に改める。

第十五条に見出しとして「（事務所の使用制限）」を付し、同条第一項中「使用しての」を「使用した」に、「この項」を「この章」に改め、「管理者」という。の下に「又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員」を加え、「に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止すること」を「又は当該指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨」に改め、後段を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「はり付けられた」を「貼り付けた」に、「はり付けられた」を「貼り付けた」に、「基づき定められた」を「よる命令の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「はり付けた」を「貼り付けた」に、「基づき定められた」を「よる命令の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「管理者」の下に「又は当該事務所を現に使用していた指定暴力団員」を加え、「同項」を「第一項」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「使

用しての暴力行為」を「使用した暴力行為（次条第四項及び第十五条の三第一項において「内部抗争」という。）に、「同項中」を「第一項中」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。第三章中第十五条の次に次の三条を加える。

（特定抗争指定暴力団等の指定）

第十五条の二 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、三月以内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害を加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（以下この条及び次条において「警戒区域」という。）を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による指定をした場合において、当該指定の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができる。

3 公安委員会は、一 指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生

じ、内部抗争が発生した場合について準用する。この場合において、第一項中「指定暴力団等」とあるのは、「集団に所属する指定暴力団員の所属する指定暴力団等」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条及び第十五条の四第一項において同じ。）の規定による指定をしたときは、警戒区域内に在る当該指定に係る特定抗争指定暴力団等の事務所の出入口の見やすい場所に、当該特定抗争指定暴力団等が当該指定を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。公安委員会が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による警戒区域の変更をした場合において、新たに当該特定抗争指定暴力団等の事務所の所在地が警戒区域に含まれることとなったときは、当該事務所についても、同様とする。

6 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による指定の期限（第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。次項及び第十五条の四第一項において同じ。）が経過したとき、第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなったとき、又は同条第一項の規定により当該特定抗争指定暴力団等に係る第一項の規定による指定が取り消されたときは、当該標章を取り除かなければならない。

7 何人も、第五項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また第一項の規定による指定の期限が経過し、第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は第十五条の

四第一項の規定により当該特定抗争指定暴力団等に係る第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

8 第五条（第一項ただし書を除く。次項において同じ。）及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、「第十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項（第十五条の二第一項に規定する警戒区域を除く。）」と読み替えるものとする。

9 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更（当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限り。）について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、「第十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する警戒区域その他の」と読み替えるものとする。

10 第一項の規定により特定抗争指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力団連合について公安委員会がした指定は、同項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

11 第一項の規定により特定抗争指定暴力団等として指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「旧指定」という。）の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等につい

て引き続き第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「新指定」という。）がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等について引き続きその効力を有する。

（特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員等の禁止行為）

第十五条の三 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該特定抗争指定暴力団等の事務所を新たに設置すること。

二 当該対立抗争に係る他の指定暴力団等の指定暴力団員（当該特定抗争指定暴力団等が内部抗争に係る特定抗争指定暴力団等である場合にあつては、当該内部抗争に係る集団（自己が所属する集団を除く。）に所属する指定暴力団員。以下この号において「対立指定暴力団員」という。）につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくこと。

三 多数で集合することその他当該対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為を行うこと。

2 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に立ち入り、又はとどまってはならない。ただし、当該事務所の閉鎖その他当該事務所への立入りを防ぐため必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

（特定抗争指定暴力団等の指定の取消し）

第十五条の四 公安委員会は、第十五条の二第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったとき

は、その指定を取り消さなければならない。

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十八条第三項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

第三十条の二中「並びに」を「及び」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第三十条の五第一項第一号及び第二号中「使用しての」を「使用した」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第十二条の三の規定に違反する行為に係る準暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該準暴力的要求行為に応じさせる目的で、当該相手方又はその配偶者等に対してする暴力行為

第四章に次の一節を加える。

第五節 縄張に係る禁止行為等（縄張に係る禁止行為）

第三十条の六 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために、次に掲げる行為をしてはならない。

当該行為をすることをその営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者と約束することに於いても、同様とする。

一 用心棒の役務を提供すること。

二 訪問する方法により、当該営業に係る商品販売する契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘をすること。

三 面会する方法により、当該営業によって生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをすること。

2 営業を営む者又はその代理人、使用人その

他の従業者（次条第四項において「営業を営む者等」という。）は、指定暴力団員に対し、前項前段の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。同項後段に規定する約束の相手方となることにしても、同様とする。

（縄張に係る禁止行為に対する措置）

第三十条の七 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項前段の規定に違反する行為をして、当該指定暴力団員が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、一年を超えない範囲内で期間を定め、同項の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項後段の規定に違反する行為をした場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為に係る同項各号に掲げる行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定め、同項の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

4 公安委員会は、営業を営む者等が前条第二項の規定に違反する行為をした場合において、当該営業を営む者等が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該営業を営む者等に対し、一年を超えない範囲内で期間を定め、同項の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第四章の次に次の一章を加える。
第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等

（特定危険指定暴力団等の指定）

第三十条の八 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる行為が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行ったと認められ、かつ、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、一年を超えない範囲内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害を加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（以下この章において「警戒区域」という。）を定め、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。

一 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴力的要求行為又は当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第十二条の三の規定に違反する行為に係る準暴力的要求行為であつて、その相手方が拒絶したもの

二 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第三十条の二の規定に違反する行為

2 公安委員会は、前項の規定による指定をした場合において、当該指定の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で期間を定め、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができる。

4 第五条及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個

人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」とあるのは、「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項（第三十条の八第一項に規定する警戒区域を除く。）」と読み替えるものとする。

5 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更（当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。）について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」とあるのは「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力団連合について公安委員会がした指定は、同項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

7 第一項の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「旧指定」という。）の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等について引き続き第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「新指定」という。）がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等につい

て引き続きその効力を有する。

（特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為）

第三十条の九 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的要求行為を行う目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に關して、その相手方に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 面会を要求すること。
二 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信すること。

三 つきまとい、又はその居宅若しくは事業所の付近をうろつくこと。

（特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する措置）

第三十条の十 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されしていると認められる場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定め、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

（特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限）
第三十条の十一 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、第三十条の八第一項の暴力行為に關し、当該特定

危険指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用又は当該特定危険指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨を命ずることができる。

一 多数の指定暴力団員の集合の用
二 当該暴力行為のための謀議、指揮命令又は連絡の用
三 当該暴力行為に供用されるおそれがある

と認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管理者又は当該事務所を現に使用していた指定暴力団員が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。

4 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による命令の期限（第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。以下この条において同じ。）が経過したとき、第三十条の八第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなったとき、又は当該期限内において当該標章を貼り付けた事務所が第一項各号の用に供されるおそれなくなつたと認めるときは、当該標章を取り

除かなければならない。

5 何人も、第三項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を貼り付けた事務所に係る第一項の規定による命令の期限が経過し、第三十条の八第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は次条第一項の規定により当該特定危険指定暴力団等に係る第三十条の八第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

（特定危険指定暴力団等の指定の取消し）

第三十条の十一 公安委員会は、第三十条の八第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の期限（同条第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限）を経過する前に同条第一項に規定するおそれがないと認められるに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第六章の章名中「及びこれによる不当な影響の排除のための」を「等に関する国等の責務及び」に改める。

第三十二条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国及び地方公共団体は、次に掲げる者をして行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となつてゐるもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

第六章中第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第三十二条の二 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「又は第三十条の五第一項」を「第三十条の五第一項、第三十条の七第二項から第四項まで、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項」に改め、同項ただし書中「若しくは第二十四条」を「第二十四条、第三十条の六第一項前段若しくは第三十条の九」に改める。

第三十五条第一項中「又は第三十条の五第一項」を「第三十条の五第一項、第三十条の七第二項、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項」に改め、同条第四項中「及び第三十条の五第一項」を「第三十条の五第一項、第三十条の七第二項及び第三十条の十一第一項」に改め、同条第九項第一号中「及び第三十条の五第一項」を「第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」の下に「又は第三十条の十一第一項」を加える。

第三十六条第四項中「及び第四条」を、第

四条、第十五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第十一号において同じ。）及び第三十条の八第一項に、「官公署」を「官庁、公共団体その他の者」に改める。

第三十九条第五号中「若しくは第二十七条」を「第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第三十条の十第二項」に改め、同条第七号中「若しくは第三十条の三」を「第三十条の三、第三十条の七第一項若しくは第二項若しくは第三十条の十第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「及び第三十条の五第一項」を「第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項」に改め、「以外の仮の命令」の下に「又は第三十条の七第二項の規定による命令に係る第三十四条第一項の意見聴取」を、「当該命令」の下に「又は意見聴取」を加え、同条第十号中「第十五条第一項」の下に「若しくは第三十条の十一第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「又は当該」を「又はこれら」に改め、同条第十三号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条の次に次の一号を加える。

十四 第三十条の七第四項の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の主たる営業所（当該違反行為を行った者が営業を営む者の代理人、使用人その他の従業者である場合にあつては、その者が勤務する営業所）の所在地（これらの営業所がない場合にあつては、当該違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所）を管轄する公安委員会第三十九条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第十五条の二第二項又は第三十条の八第一項の規定による指定 これらの規定に

よる指定において定めようとする区域を管轄する公安委員会

第三十九条の次に次の一条を加える。

(命令等に係る書類の送達)

第三十九条の二 この法律の規定による命令又は指示は、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行ふ。ただし、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることが出来る。

2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、当該命令又は指示をする公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることが出来る。

3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつまでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行ふ。

4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第四十二条第一項中「並びに第十五条第一項を」、「第十五条第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、「規定する事務」の下に「並びに第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務」を加え、同条第三項中「又は第三十条の三」を、「第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項」に改める。
第四十三条中「第四章」を「第四章の二」に改める。
第四十六条中「第十一条の規定による命令に

違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十一条の規定による命令に違反した者

二 第十五条の三の規定に違反した者

三 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、第三十条の八第一項に規定する警戒区域において又は当該警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に關して、暴力的要求行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたもの

第四十七条中「一年」を「三年」に、「又は五十万円」を「若しくは二百五十万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第五号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

十六 第三十条の十の規定による命令に違反した者

十七 第三十条の十一第一項の規定による命令に違反した者

第五十条を削る。

第四十九条中「第十五条第五項」を「第十五条第六項、第十五条の二第七項又は第三十条の十一第五項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条中「第三十二条の二第七項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十条の七第四項の規定による命令に違反した者

二 第三十二条の三第七項の規定に違反した者

第四十八条を第五十条とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十八条 第三十条の七第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第三十三条第一項の規定に違反し

て報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

別表第十四号中「昭和二十四年法律第百号」を削り、同表第二十五号中「昭和二十七年法律第百七十六号」を削り、同表中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪

別表中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪

別表中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第五章に規定する罪

別表に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の四」を「第三十二条の十五」に、「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第三条第二号イ中「限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。

第十五条第一項中「以下同じ」を「第三十二

条の十一第一項を除き、以下同じ」に改める。
第三十条の二第二号中「以下この号」の下に「第三十二条の三第一項第二号及び第二項第六号並びに第三十二条の四第一項及び第二項」を加える。

第三十二条の三第一項第二号中「第五号」を「第六号」に、「又は暴力団」を「暴力団」に改め、「意志を有する者」の下に「又は暴力団の事務所の付近の住民その他の者」を加え、同条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。

第三十二条の三第七項中「暴力追放相談委員」の下に「及び第三十二条の五第三項第二号の弁護士」を加える。

第三十二条の四第三項中「前条第五項を」第三十二条の三第五項」に改め、第六章中同条を第三十二条の十五とし、第三十二条の三の次の十一号を加える。

(適格都道府県センターの権限等)

第三十二条の四 次条第一項の規定により認定された都道府県センター（以下「適格都道府県センター」という。）は、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穩又は業務の遂行の平穩が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する

一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 適格都道府県センターは、前項の委託を受けたときは、当該事務所に申し、その他の付近住民等が当該委託をする機会を確保するために、その旨を通知その他適切な方法により、これらの者に周知するよう努めるものとする。

3 適格都道府県センターは、第一項の権限を行使する場合において、民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告（民事保全の執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。）に係る手続については、弁護士に追行させなければならない。

4 適格都道府県センターは、第一項の委託をした者に対して報酬を請求することができない。

5 第一項の委託をした者は、その委託を取り消すことができる。

（適格都道府県センターの認定）

第三十二条の五 差止請求関係業務（前条第一項の権限の行使に関する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする都道府県センターは、国家公安委員会の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする都道府県センターは、国家公安委員会に認定の申請をしなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の申請をした都道府県センターが次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。

一 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関し知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

二 前条第一項の委託を受ける旨の決定及び

当該委託に係る請求の内容についての検討を行う部門において暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らし、差止請求関係業務を適正に遂行することができると認めること。

三 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

4 前項第一号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関し知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の国家公安委員会規則で定める事項が定められていなければならない。

5 次のいずれかに該当する都道府県センターは、第一項の認定を受けることができない。

一 第三十二条の十三第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない都道府県センター

二 役員のうち前号に該当する都道府県センターの役員であった者（その認定の取消しの日前六月以内にその職にあった者に限る。）がある都道府県センター

（認定の申請）

第三十二条の六 前条第二項の申請は、当該申請に係る都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に関する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとする。

2 前項の申請書には、定款、前条第三項第一号の業務規程その他の国家公安委員会規則で

定める書類を添付しなければならない。

（認定の公示等）

第三十二条の七 国家公安委員会は、第三十二条の五第一項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターの名称及び住所その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

（変更の届出）

第三十二条の八 適格都道府県センターは、その名称若しくは住所又は代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならない。

（帳簿書類の作成及び保存）

第三十二条の九 適格都道府県センターは、国家公安委員会規則で定めるところにより、差止請求関係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（事業報告書等の作成及び提出）

第三十二条の十 適格都道府県センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

（報告及び立入り）

第三十二条の十一 国家公安委員会は、差止請求関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、適格都道府県センターに対しその業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第三十二条の十二 国家公安委員会は、適格都道府県センターの差止請求関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、適格都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（認定の取消し等）

第三十二条の十三 国家公安委員会は、適格都道府県センターについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第三十二条の五第一項の認定を取り消すことができる。

一 第三十二条の五第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

二 第三十二条の五第五項第二号に該当するに至ったとき。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

2 国家公安委員会は、前項の規定により第三十二条の五第一項の認定を取り消したときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

（国家公安委員会規則への委任）

第三十二条の十四 第三十二条の四から前条までに規定するもののほか、適格都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第四十条中「第八条第四項の規定による確認の下に、第三十二条の五第一項の規定による

認定、第三十二条の十三第一項の規定による認定の取消し」を加える。

本則に次の一条を加える。

第五十二条 第三十二条の十一第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、

二 附則第三十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)
第二条 この法律による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項の規定によつてした命令は、それぞれ、この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定によつてした命令とみなす。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(職業安定法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第四十八条を」第五十条(第二号に係る部分に限る。)」に改める。

一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十二条第一号

二 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第五十六条第一号

三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第十三条第四号イ及び第三十二条第一号

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号

五 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十三条第一号

第五条 次に掲げる法律の規定中「(限る。)」の下に「及び第五十二条」を加える。

一 職業安定法第三十二条第一号

二 船員職業安定法第五十六条第一号

三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十三条第四号イ及び第三十二条第一号

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第六条第一号

五 港湾労働法第十三条第一号

(金融商品取引法等の一部改正)
第六条 次に掲げる法律の規定中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第二号ト

二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第八号

三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和

四十五年法律第百三十七号)第七条第五項第四号ハ

六 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六条第六号二

七 使用済自動車のリサイクル等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十二条第一項第二号ハ

第七条 次に掲げる法律の規定中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

一 金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号ト

二 建設業法第八条第八号

三 港湾運送事業法第六条第二項第二号

四 宅地建物取引業法第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第五項第四号ハ

六 不動産特定共同事業法第六条第六号二

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十二条第一項第二号ハ

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)
第八条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十八号第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「第四十七号、第四十九号若しくは第五十号」を「から第四十九号まで、第五十号(第一号に係る部分に限る。若しくは第五十一号)に改める。」

(酒税法の一部改正)
第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第四十八号」を「第五十号(第二号に係る部分に限る。)」に改め、同条第八号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十条 酒税法の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二号に係る部分に限る。)」の下に「及び第五十二号」を加える。

(関税法の一部改正)

第十一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第一号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第十二条 関税法の一部を次のように改正する。

第七条の五第一号ハ中「都道府県暴力追放運動推進センター」の下に「及び第三十二条の十一第一項(報告及び立入り)」を加える。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)
第十三条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「第四十八号」を「第五十号(第二号に係る部分に限る。)」に改める。

第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十四号の三第三項第三号中「(限る。)」の下に「及び第五十二号」を加える。

(割賦販売法の一部改正)
第十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三号の二第一項第六号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第三十五号の三の二十六第一項第五号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第十六条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三十三号の二第一項第六号ハ及び第三十五号の三の二十六第一項第五号ハ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

(貸金業法の一部改正)

第十七条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号、第二十四条の六の四第一項第十二号及び第二十四条の八第五項第四号イ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十四条の二十七第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十四条の三十七第一号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第十八条 貸金業法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号、第二十四条の六の四第一項第十二号、第二十四条の八第五項第四号イ、第二十四条の二十七第一項第五号及び第二十四条の三十七第一号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第十九条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十条 特定非営利活動促進法の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二十一条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条」に改める。

（著作権等管理事業法の一部改正）

第二十一条 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十三条 著作権等管理事業法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号ホ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第二十四条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ヘ中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条」に改める。

（信託業法の一部改正）

第二十五条 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第八号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号チ中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十六条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第三十九項第一号ロ（4）中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ（5）中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第二十七条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ロ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十八条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一号ロ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

（電子記録債権法の一部改正）

第二十九条 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ヘ中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第三十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「労働者派遣法等一部改正法」という。）の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、附則第四条第四号及び第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。

2 労働者派遣法等一部改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合（前項に規定する場合を除く。）には、附則第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とする。

（調整規定）

最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

（調整規定）

平成二十四年七月三十日印刷

平成二十四年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P